様式　Ⅲ－５Ａ.

申請日：２０　　年　　月　　日

**KPC1体育施設貸出申請書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　　体　　名：

　　　　　　　　申請者学籍番号：

申請者氏名：

|  |  |
| --- | --- |
| ①使用場所 | □第1グラウンド　　　□第2グラウンド　　　□D号館アリーナ |
| ②使用日時 | 　２０　　年　　月　　日　（　曜日）　　：　　　～　　　：　　 |
| ③希望利用施設 | □教室(控室)　※以下に、教室数・利用人数・利用目的・利用時間・希望設備をご記載ください。 |
|  |
| □ その他（　　　　　　　　　　　） |
| ④借用物※野外への掲示ボードの貸し出しはしていません。※強風の場合、テントを貸し出さない場合もあります。※ご希望に添えないこともありますのでご了承ください。※机・椅子の数はかなり古いものも含めた台数です。 | 共同部室 | □２名用机　（　　　　　）台　 |
| □ 椅子（　　　）脚　 |
| 学団協倉庫 | □ パイプ椅子（　　　）脚　 |
| アリーナ | □ 音響設備　一式　※アリーナでマイク及び音楽を使用する場合に記載 |
| □ 野外看板　（ ）個　　　□室内用看板 　（ ）個 |
| Ｂ号館階段下倉庫 | □ 製氷機の氷　 □３号テント（　　　）張　 |
| □ パイプ椅子（　　　）脚　　　　□ 清掃用具　 |
| ｺﾞﾐｽﾃｰｼｮﾝ横倉庫 | □ ラインカー　　　□ ラインパウダー |
| 中央監視室（医務室） | □ 担架　（　　　）台　　　　□　救急箱　　□ ドラム式延長コード |
| □ 散水ﾎｰｽｾｯﾄ（　　）ｾｯﾄ　　　　　□ 腕章（　　）個 |
| Ｃ号館倉庫Ａ | □ 長机　（　　　）台　　□ｽﾀｯｷﾝｸﾞﾁｪｱ（　　　）脚　 |
| Ｃ号館倉庫Ｂ | □パイプ椅子（　　　）脚　 |
| 学生支援センター | □ ホワイトボード（ ）枚※屋内使用のみ可　□ 台車　　　□ パワードボイス　　　□ 拡声器□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ⑦駐車場利用（団体名・台数・時間・場所）※駐車場所は原則、北側駐車場のみになります。 | １． | （　　）台　　：　　～　：　　場所：  |
| ２． | （　　）台　　：　　～　：　　場所：  |
| ３． | （　　）台　　：　　～　：　　場所：  |
| ⑧施錠・開錠 | □ その都度、開錠・施錠を依頼したい　　　　□ 鍵の貸出を希望する |
| ※担当者名　　　　　　　携帯　（　　　　）－（　　　 　）－（　　　　　） |
| ⑨備考※上記以外の依頼事項、書ききれなかった項目があればご記入ください。 |  |
|  |
|  |

連盟主催の試合の場合（以下記入）※

**連盟主催試合イベント等施設使用願**

上記および別紙連盟等からの依頼状のとおり施設を使用したいので、許可くださるようお願いいたします。

なお、使用の際しては、大学の使用規定を遵守することを誓約いたします。

以上

団 体 名

責任者氏名　　　　　 　　㊞

|  |  |
| --- | --- |
| 受付印 | 許可印 |
|  | 月　　日 |
|  |

**神戸学院大学体育館等使用規程（抜粋）**

第５条

使用者に次の各号の一に該当する行為があった場合は、その許可を取り消し、以後の使用を禁止することがある。

（１）施設備品を破損又は滅失する行為

（２）使用権の全部又は一部を他に転貸する行為

（３）その他、本規程及び体育館使用細則に違反し、管理運営上支障がある行為

２　大学において緊急その他やむを得ない理由により使用の必要が生じたときは、使用の許可を取り消す。

３　前二項により使用者が損害を受けても、大学は一切その責任を負わない。

第６条

使用者が施設又は設備を、故意又は重大な過失により破損又は滅失したときは、

相当代価を弁償しなければならない。

第７条

体育館の使用中に生じた事故で、大学の責によらないものについては、大学は一切その責任を負わない。

神戸学院大学体育館等使用細則（抜粋）

第４条

使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）使用許可証を交付された者は、必ずこれを携帯すること。

（２）使用許可を受けた内容に変更が生じたときは、直ちに届け出ること。

（３）許可された目的及び場所以外の使用を禁止する。

（４）体育館シューズを使用すること。

（５）使用後は、整備、清掃及び消灯を行うこと。

（６）許可なく、設備、備品等を移動しないこと。

（７）施設、用具等を破損又は滅失したときは、速やかに学生支援グループ

 （ポートアイランドキャンパスにおいてはＫＰＣ学生支援グループ）に届け出ること。

（８）体育館内での喫煙や火気の使用の使用を禁止する。

（９）原則として体育館内での飲食を禁止する。

（10）貼紙、落書をしないこと。

（11）節電、節水につとめること。

（12）ロッカー室、便所等共同使用の場所は、特に清潔、整頓につとめること。

（13）その他、係員の指示に従うこと。

Ｄ号館アリーナ使用上の注意

１．使用規程等を守り、事故や施設の破汚損等がないように注意すること。

２．使用者は許可された施設を責任を持って使用すること。

３．近辺の住民の方々の迷惑となる行為（路上駐車、騒音等）をしないこと。

４．大学構内への車の乗り入れは禁止する。

５．許可された施設へは、許可された自動車の台数しか乗り入れないこと。

６．使用後は使用した施設（トイレ等の関連施設を含む）及びその周辺の清掃を行い、

 飲食物の残り、煙草の吸殻等は、全て使用者側が持ち帰ること。

７．その他、管理者の指示に従うこと。

※上記については、直接の使用者だけではなく、関係者全員に適用します。

 **違反があった場合には即刻施設の利用を禁止とします。**